

項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。

（国の補助等）
2 ころにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対しても交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十二条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた公立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるよう算定するものとする。

（過疎地域自立促進のための地方債）
2 第十二条　過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道
2 漁港及び港湾
3 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの

四 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所
五 観光又はレクリエーションに関する施設
六 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの
七 電気通信に関する施設
八 下水処理のための施設
九 一般廃棄物処理のための施設
十 火葬場
十一 公民館その他の集会施設
十二 消防施設
十三 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
十四 保育所及び児童館
十五 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び幼稚連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）をいう。）
十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設
十七 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）
十八 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
十九 市町村立の車修学校及び各種学校
二十 図書館

二十一 地域文化の振興等を図るために施設
2 二十二 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの

（基幹道路の整備）
2 第十四条　過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。）で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

3 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行ふ場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わってその権限を行うものとする。
3 第一条の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業（以下「基幹道路整備事業」という。）に要する経費については、当該都道府県が負担する。
4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
5 第三条の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号。以下「負担特例法」という。）第二条第一項に規定する適用団体である場合は、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する割合を適用する。）

6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する通常の国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負

担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合により算定した額を相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る（公共下水道の幹線管渠等の整備）

経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国に負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

（公共下水道の幹線管渠等の整備）

第十五條 過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであつて、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして国土交通大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設（以下「幹線管渠等」という。）の設置につきては、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三条第一項の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

前項の指定は、当該公共下水道の公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。）である市町村の申請に基づいて行うものとする。

3 都道府県は、第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合には、下水道法第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

5 第一項の規定により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業（以下「公共下水道幹線管渠等整備事業」という。）を要する経費については、当該都道府県が負担する。

6 前項の規定にかかるわらず、公共下水道幹線管渠等整備事業を行つた都道府県は、当該公共下水道の公共下水道管理者である市町村に対し、当該事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。

7 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

8 公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費に係る国の補助及び資金の融通については、当該事業に係る公共下水道を都道府県が設置する公共下水道とみなす。

9 負担特例法第二条第一項の規定の例によつて算定した同項に規定する財政力指数が〇・四六に満たない都道府県（以下「特定都道府県」という。）が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合については、負担特例法第三条及び第四条の規定の例による。ただし、負担特例法第三条中「適用団体」とあるのは、「特定都道府県」とする。

（医療の確保）

第十六条 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置

二 患者輸送車（患者輸送船を含む。）の整備

三 定期的な巡回診療

四 保健師による保健指導等の活動

五 医療機関の協力体制の整備

六 その他無医地区的医療の確保に必要な事業

2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができ

二 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療

3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保その他無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十七条 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて前条第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

（高齢者の福祉の増進）

第十八条 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、市町村計画に基づいて前項第一号に規定する事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るために、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るために、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るために集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

（交通の確保）

第十九条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上等を図るために、地域住民の生活に必要な旅客輸送の安定的な確保について適切な配慮をするものとする。

（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

第二十条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域間交流の促進等を図るために、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

（教育の充実）

第二十二条 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

（地域文化の振興等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた文化的な所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

（農地法等による処分についての配慮）

二十四条 国の行政機関の長又は都道府県は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の自立促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(国の負担等に関する規定の適用)

第二条 第十条(別表を含む。以下同じ。)、第十二条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第九項及び第十項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定は、平成十二年度の予算に係る国の負担又は補助(平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用し、平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第三条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(過疎地域活性化特別措置法の失効に伴う経過措置)

第四条 旧過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号。以下「旧過疎活性化法」という。)第六条に規定する市町村計画又は旧過疎活性化法第七条に規定する都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成十一年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧過疎活性化法第十条(別表を含む。)、第十二条、第十五条第五項、第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

第五条 旧過疎活性化地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のもの(以下「特定市町村」という。)については、平成十二年度から平成十六年度までの間に限り、政令で定めるところにより、特定市町村のうち過疎地域の市町村のうち過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて住宅を建設し、又は購入するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、旧過疎活性化法附則第十四項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

第六条 旧過疎活性化地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のもの(以下「特定市町村」という。)については、平成十二年度から平成十六年度までの間に限り、政令で定めるところにより、特定市町村のうち過疎地域の市町村のうち過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて住宅を建設し、又は購入するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、旧過疎活性化法附則第十四項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

第七条 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日に受けていた市町村のうち過疎地域の市町村を含む。)が含まれるものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村の区域であつた区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第八条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村の区域であつた区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成一九年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一九年一月二二日法律第一五六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法律第一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

4 昭和五十五年三月三十一日までに農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号。以下「旧過疎対策法」という。)第十九条に規定する資金に係るものについては、旧過疎活性化法附則第十項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号。以下「旧過疎振興法」という。)附則第十三項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

5 昭和五十五年四月一日以降平成二年三月三十一日までに農林漁業金融公庫法の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎振興法第二十二条に規定する資金に係るものについては、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

6 昭和五十五年三月三十一日までに住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第一百五十六号)の規定により旧過疎対策法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて住宅を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、旧過疎活性化法附則第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧過疎振興法附則第十五項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

る)、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日
附 則 (平成二三年一月一四日法律第一二二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

二 附則(平成二四年六月二七日法律第三九号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二 附則(平成二六年三月三一日法律第八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置等)

第二条 この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法(以下「新法」という)第二条第一項第二号の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、適用しない。

第三条 この法律の施行の日以後に新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき新法第十条(別表を含む)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、これらの規定は、新法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度(以下「公示の年度」という)の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付(以下「負担等」という)(公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び公示の年度の前年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で公示の年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による)。

附 則(平成二七年六月二十四日法律第四六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三一日法律第一一号)
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置等)
第二条 この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法(以下「新法」という)第二条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、適用しない。

第三条 この法律の施行の日以後に新法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき新法第十条(別表を含む)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村についても、適用しない。

九条の規定を適用する場合には、これらの規定は、新法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度(以下「公示の年度」という)の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付(以下「負担等」という)(公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等を除く)から適用し、公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び公示の年度の前年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で公示の年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による)。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表(第十一条関係)

事業の区分	国の負担割合
教育施設 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となつた公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む) 児童福祉施設のうち保育所又は幼保連携型認定こども園の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む) 消防施設 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	十分の五・五

教育施設 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となつた公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む) 児童福祉施設のうち保育所又は幼保連携型認定こども園の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む) 消防施設 消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	二分の一から十分の五・五 五・五(国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあっては、三分の二)まで
---	--